

POPs モニタリング結果

環境省



環境省は、2004年1月15日までに「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POP_s 条約)」の対象化学物質についての2002年度モニタリング調査結果をまとめ公表しました。

POP_s 条約は、環境中での残留性が高いPCB、DDTなど12種類の化学物質の製造・使用の禁止、排出削減などの措置を決めた条約です。2001年5月に採択され、2004年中の発効が見込まれています。

今回は12物質のうち、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視を実施しているダイオキシンとフラン、調査着手時点で高感度分析法が確立していなかったトキサフェン、マイレックスを除く、PCB類、ヘキサクロロベンゼン、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン及びヘプタクロルの8物質について、水質、底質、大気、生物中の濃度が調査されました。

その結果、全調査地点の8割を超える地点でPOP_sが検出されましたが、大枠としてはこれまで環境省が実施してきた化学物質環境汚染実態調査の結果と大きな違いは見られず、我が国周辺のPOP_s濃度レベルは、全体的には横ばい或いは低減傾向とみなすことができ、特段の増加傾向は認められないと判断されました。しかしながら、いくつかの場所で局所的な汚染源の存在を疑わせるデータが得られており、継続的な監視が必要です。また、周囲に国内の大きな汚染源を考えにくい分布パターンを示した物質 (DDT等) もあり、今後は東アジア地域、地球レベルの長距離移動も視野にいれた監視、解析が求められます。

資料:2004年1月15日付 EIC ネット 環境省ホームページ

総務部 横山美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

